## (案)

#### あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(概要)

#### 1 改正の趣旨

令和4年3月の地方税法施行令の改正に伴い関係規定を改正するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免措置について、令和4年度においても国の財政支援が継続されることから、関係規定を改正するものです。

#### 2 改正の内容

#### 〇第2条(課税額)

国民健康保険税のうち、医療分及び後期支援分の保険税課税限度額を引き上げるものです。

C 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
X	分	課税限度額		コー1. ) ギ 佐石
		現 行	改正後	引上げ額
国民健康保険税	医療分	630,000円	650,000円	20,000円
	後期 支援分	190,000円	200,000円	10,000円
	介護分	170,000円	170,000円	改正なし
合	計	990,000円	1,020,000円	30,000円

#### 〇第23条(国民健康保険税の減額)

第2条の改正に伴い、規定を整理するものです。

# 〇附則第18項(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

減免の対象となる保険税に、令和4年度分の保険税を加えるものです。 また、減免の対象となる保険税の納期限の範囲を、令和5年3月31日 までに延長するものです。

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日
  - 公布の日から施行します。
- (2) 適用区分

令和4年度以後の国民健康保険税について適用します。ただし、改正後のあま市国民健康保険税条例附則第18項の規定は、令和4年4月1日から適用します。